

宝達志水町 I C T 教育推進計画

令和2(2020)年度～令和6(2024)年度



水と人が奏でるハーモニーのまち

宝達志水町

Houdatsushimizu-town

宝達志水町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

第2節 計画の位置づけと計画の期間

第2章 本町の学校ICT化の現状と課題

第1節 ICT化の現状と課題

第3章 学校ICT化の推進

第1節 基本方針

第2節 ICT環境の整備

第3節 教員のICT活用能力の育成と業務の効率化

第4節 児童生徒の情報能力の育成と情報モラル教育

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

近年、グローバル化や情報化が急速に発展し、現在の小中学生が将来就く職業は、ICT技術の革新により、現代では予測もつかないものになると考えられています。

文部科学省では、『安心と成長の未来を拓く総合経済対策』（令和元年12月5日閣議決定）において、「学校における高速大容量のネットワーク環境（校内LAN）の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする。あわせて、教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。」とされたことを踏まえて、令和元年12月19日に「GIGAスクール実現推進本部」を設置しました。

推進本部の設置にあたり、萩生田文部科学大臣は、子どもたちの可能性を広げる場所である学校が時代に取り残され、世界からも遅れたままではいけないこと、ICTの導入・運用の加速により授業準備や成績処理等の負担軽減を図り、学校における働き方改革につなげること、子どもたちが予測不可能な未来社会を自律的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくこと、その際、子どもたちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことなど、数々の力強いメッセージを発しています。

現在、本町の教育ICT環境は、国が目標とする水準には必ずしも達していません。このため、校内高速LANや、1人1台端末などのICT環境整備を計画的に実施し、その活用方針を示すことにより、子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力の習得が可能となる学校教育を実現することを目的として、本計画を策定しました。

第2節 計画の位置づけと計画の期間

本計画は、宝達志水町の最上位計画「第2次宝達志水町総合計画」(令和2(2020)年度～令和11(2029)年度)、および、教育分野の最上位計画「宝達志水町教育振興基本計画」(平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)と整合性をもって策定されるもので、宝達志水町教育部門におけるICTの活用推進に係る基本的な計画として位置づけられます。

また、計画の期間は、2つの基本計画との関連性から、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

第2次宝達志水町総合計画

(令和2年度～令和11年度)

1. 誇り高き若者を育てる

1-1 学校教育の充実

社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成する。

宝達志水町教育振興基本計画

(平成27年度～令和6年度)

第5章 3 ⑤パソコン、ICT機器の整備

児童生徒が、情報機器の活用により、必要な情報の収集や、表現し発信できる能力の育成と情報リテラシーや情報モラルを学ぶための児童生徒用パソコンの整備活用の充実に努めます。

宝達志水町ICT教育推進計画(本計画)

(令和2年度～令和6年度)

計画の目標

ICT機器の整備・活用により、子どもたちが、これからの時代で活躍するために必要な資質・能力を育成する。

第2章 本町の学校ICT化の現状と課題

第1節 ICT化の現状と課題

表1は、文部科学省が第3期教育振興基本計画（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）で示すICT環境整備の指標と、本町の整備状況を比較したものです。

各項目で、目標値や県・全国の平均とは乖離があり、整備が不足していることがわかります。

日常的に使用できるICT機器の整備が十分ではないことに起因して、授業や校務で効果的なICT機器の活用が難しいという課題が読み取れます。

表1. 平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成31年3月現在）

調査項目	単位	宝達志水町		石川県	全国	目標値
		小学校	中学校			
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	人/台	5.3	8.9	5.2	5.4	3クラスに1クラス程度
インターネット接続率 30Mbps以上回線	%	100.0	100.0	95.4	93.9	100%整備
インターネット接続率 100Mbps以上回線	%	0.0	0.0	67.5	70.3	—
普通教室の無線LAN整備率	%	39.5	23.1	26.3	41.0	100%整備
普通教室の大型表示装置整備率	%	89.4	0.0	56.4	52.2	100%整備
統合型校務支援システム整備率	%	0.0	0.0	15.2	57.5	100%整備

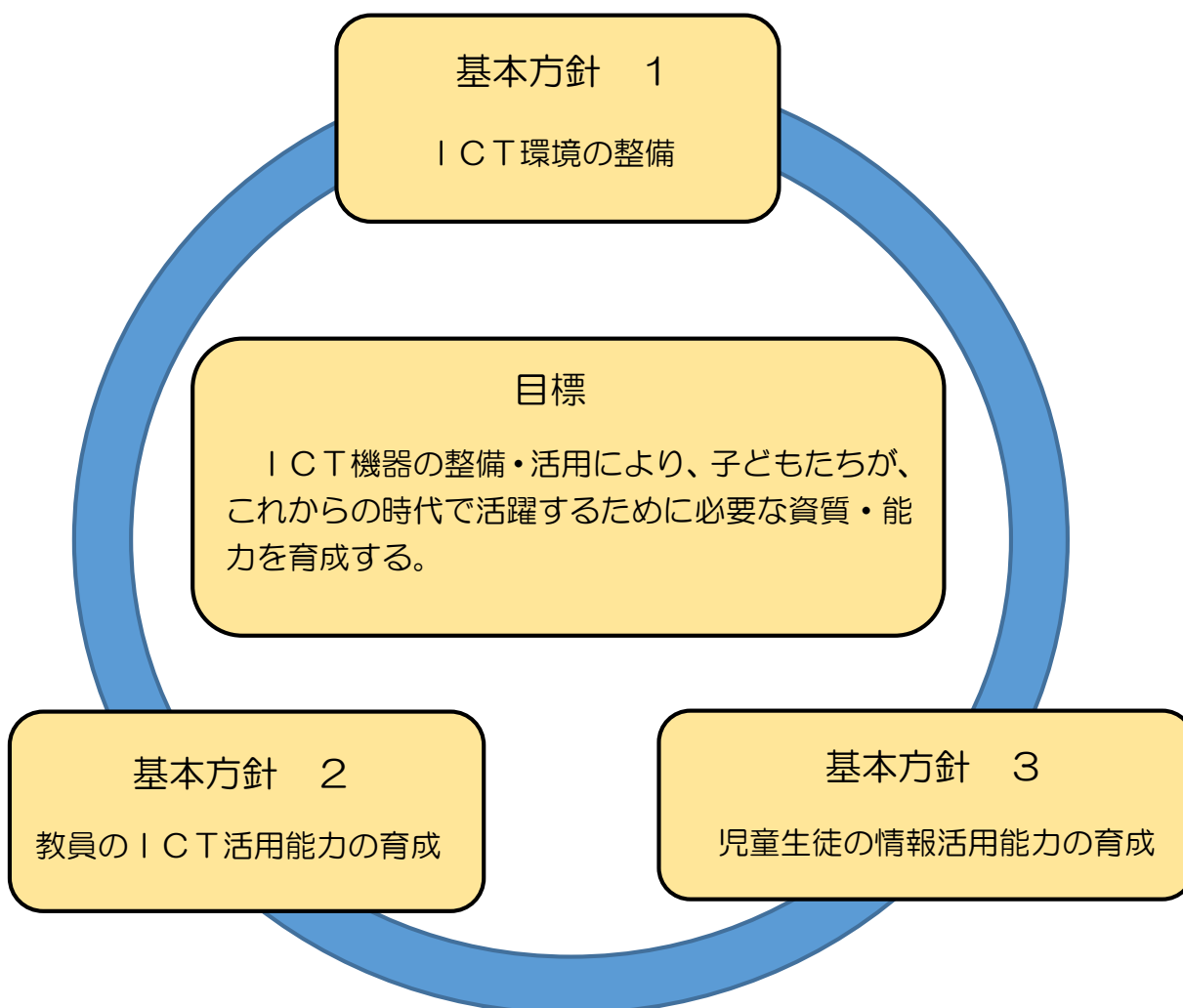
第3章 学校ICT化の推進

第1節 基本方針

第2章の課題をふまえ、目標を達成するため、次の3点を学校ICT化推進の基本方針とします。

- 基本方針 1 ICT環境の整備
- 基本方針 2 教員のICT活用能力の育成
- 基本方針 3 児童生徒の情報活用能力の育成

3つの基本方針はお互いに相関性があります。1つを先行して進めるのではなく、3つの基本方針を包括的に推進することで目標の達成を目指します。



第2節 ICT環境の整備

学校ICT環境の整備は、次の順番で進めていきます。

- 1 校内高速LANの整備
- 2 児童生徒1人1台端末の整備

具体的な計画は以下のとおりです。

【令和2年度】

国の補助金等を活用し、校内高速LANを整備します。

国の補助金等を活用し、小・中学校全学年の児童生徒に1人に1台のタブレット端末を整備します。また、授業を行う教職員1人に1台のタブレット端末を整備します。

【令和3年度～令和5年度】

表2は、児童生徒数の推移見込みと、タブレット端末の申請整備台数を示したものです。

児童生徒数は年々減少することが見込まれており、令和2年度に整備を行えば、毎年10台ずつの予備機（破損など）を見込んでも、令和3年度～令和5年度に新規整備は必要なくなります。

端末の調達にあたっては、石川県公立学校情報機器共同調達協議会による共同調達を実施して、コストの削減や安定調達に努めます。

表2. 児童生徒・教職員用タブレット端末の整備計画

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童生徒数	777	757	723	687
② 教職員数	76	76	76	76
③ 予備機（破損など）	4	14	24	34
④ 端末必要数①+②+③	857	847	823	797
⑤ 令和元年度までに整備したタブレット端末	160	160	160	160
⑥ ⑤をクラス単位で配置する際の端数	11	7	21	33
⑦ 令和2年度以降に整備するタブレット端末		708	708	708
⑧ 新規整備必要台数④-⑤+⑥-⑦	708	-14	-24	-38

※ 令和5年度までを目標としていた児童生徒1人に1台の端末整備を前倒し。

【令和6年度以降】

教育環境の変化、児童生徒の減少に伴う学校の統廃合方針、町の財政状況などを勘案して、端末の更新を検討します。

第3節 教員のICT活用能力の育成と業務の効率化

新学習指導要領（小学校令和2年度から、中学校令和3年度から）において、情報処理能力は、言語能力と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置付けられました。

教職員の多忙化が大きな問題となっている中、ICT環境の整備により、物理的・時間的な余裕が生じることで、教員がより一層教育活動に集中することが可能となります。

教育現場において、この効果を十分に発揮するためには、ICTを効果的に活用するための知識・知見を高めていく必要があります。

授業や校務において、積極的・継続的にICTを有効活用できるよう、ICT支援員を拡充して教員研修の充実を図ります。

第4節 児童生徒の情報能力の育成と情報モラル教育

小学校学習指導要領では、「児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」及び「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を見につけるための学習活動」について、各教科の特質に応じて、計画的に実施することとされました。

また、中学校学習指導要領では、小学校でプログラミング教育が必修化されたことなどを踏まえ、「生活や社会を支える情報の技術」「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決」「計測・制御のプログラミングによる問題の解決」「社会の発展と情報技術」を全ての生徒に履修させることとされました。

学習活動において、コンピュータ等を用いて情報を収集したり、整理、比較して分かりやすく発信・伝達したり、保存・共有したりといった体験を通じて、情報活用能力を育成し、氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、さらには、新たな価値の創造に挑む力を育みます。

また、近年の子どもたちは、早期からインターネットを利用できる環境にありますが、過度に使用したり、知らない人とのやり取りでトラブルに繋がったり、好奇心が強く有害なサイトを利用したりといった心配があります。

新学習指導要領では、「情報モラル」を「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」として位置付けています。

本町でも、児童生徒が人権・知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと、犯罪被害を含む機器の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関りを理解することなどの指導に取り組みます。

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

本計画の推進にあたっては、首長部局・教育委員会・学校・教職員などが本計画の目標、方針、学校現場のICT環境の現状や課題を共有するとともに、ICTを効果的に活用するための知識・知見を高めていくことが必要です。

本計画を着実に進行していくために、教育委員会事務局が中心となり、計画の進行管理を行うこととします。

宝達志水町ICT教育推進計画
発行日 令和2年5月
編集 宝達志水町教育委員会事務局



宝達志水町マスコットキャラクター「ほっぴーさん」